

公益法人の制度改革が十二月から始まる。地域の住民、市民団体の間では、これを機に新公益法人への衣替えを検討するところもある。しかし、東京都などの自治体で認定の独自基準作りが進み、道が閉ざされかねないとの懸念も出てきた。公益事業の自立した運営を目指す改革の趣旨が、貫けるのだろうか。

この改革では、全国約二万五千の社団法人と財団法人が「公益性が高いか」というふるいにかけられて、非課税の「公益社団法人、公益財団法人」(新公益法人)と、原則課税の「一般社団法人、一般財団法人」に分けられる。

特定非営利活動法人(NPO法人)などを直接、対象にしたものではないが、一般社団法人、一般財団法人の設立が登記だけででき、容易になる。このため新たに一般社団法人を作り非課税の公益社団法人に移行する道を目指すところが目立ってきた。

反論の声上がる

ただ、多くの道府県が新公益法人について内閣府が作成した全国基準を使うのに対し、東京都は独自基準を作り、六月中旬に「公益目的事業の判断基準(案)」

サポートハウス年輪



新公益法人への期待は高いが……(東京都西東京市の「サポートハウス年輪」)

新公益法人に衣替えできる？

住民団体 独自基準に不安

として公表した。これに対し、趣旨にそぐわないと反論が上がっている。
「裁量行政になりかねない」。NPO法人の支援団体、NPOサポートセンター(山岸秀雄理事長)は都案を撤回するよう求める声明を出した。例えば東京都案は、事業の基準と

の基本路線と相いれない」とNPOサポートセンターは訴える。

事業の対象地域が基準に盛りられていることへの疑問の声もある。NPO活動を支援している「さわやか福祉財団」の堀田力理事長は「市区町村の全域での活動としているが、住民のきめ細かい要望に応える小規模な福祉活動は、行政の公益に勝るはずだ」と怒る。

実際に衣替えを検討している団体は、不安を隠せない。新しく法人格を得よう

して「民間団体が自発的に行う事業は、広く社会に利益をもたらすものである」としている。「広く」は判断の基準が明確でないからだ。

また、民間団体の自発的な活動と、法令や補助金に基づく活動とを、区別して扱っている。このため後者の「官製天下り団体」を温存する結果になり、「改革

としていた政策提言団体「銀座コミュニティカレッジ」の鈴木利和代表は「中央区全体でなく銀座地域の会員活動なので、この基準ではふさわしくないようだ」と肩を落とす。

全国千五百の社団・財団法人などが加盟する「公益法人協会」の太田達男理事長も「関連法律にない地域制限は違法の疑いがある」

	公益社団・財団法人	NPO法人
公益目的の内容	特定分野で、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与	
公益目的の事業の割合	全事業の支出の50%以上	中心事業とする
公益目的の事業の一部が課税対象	なし	あり
寄付者への税制優遇	あり	なし(89の認定NPO法人にはあり)
同一法人内での収益事業から公益目的の事業への寄付	非課税	課税(認定NPO法人は所得の20%まで非課税)

(注)「NPOサポートセンター」資料より

東京都など検討 道狭まるおそれ

との意見書を、東京都に提出した。

「草の根の小さな団体は排除されてしまうのではないか」。西東京市のNPO法人「サポートハウス年輪」の理事長、安岡厚子さんも困惑した表情だ。支払う税金が増えたため、NPO法人から公益社団法人への衣替えも視野に入れて検討を始めていた。

今回の改革で制定された公益法人認定法は、第一条で新公益法人の設立について「民間の団体が自発的に行う公益を目的とする事業が重要となっている」と強調。第二条で公益目的の事業内容を「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」と定めた。

これは、特定非営利活動促進法（NPO法）によるNPO法人の規定と重なる。既存のNPO法人が新公益法人に衣替えしてもその理念は継承される。加えて非課税になれば今まで

議論の層一 ぬせか欠

より活動分野は広げられ、優秀なスタッフも雇用でき、組織に厚みが増す。

ただ、NPO法人の中には、NPOという「光り輝く」名称を捨て、国や自治体からの天下りや補助金に甘えている一部の団体と一緒に新公益法人グループに入ることへの「嫌悪感」が強いのも事実である。

法律の趣旨が同じなら、一本化しないと現場は戸惑うばかりだ。新公益法人とNPO法人の統合に向けた議論が期待される。

る法人。二つ以上の都道府県に活動地域がまたがる団体は国基準で認定される。

独自性を強く出した東京都案に対して内閣府は「国税にかかわることなので、認定の基準は全国一律を前提にしていた。東京都の姿勢は好ましいとはいえない」と断言する。ただ千葉、神奈川の両県も、独自の認定基準作りに乗り出した。「自治体の自治事務なので当然のこと」の立場だ。

東京都は六月末で、案へのパブリックコメントを締め切った。案を作成した東京都公益認定等審議会の中田裕康会長（東大大学院教授）は「個人的なコメントをする段階ではない。パブリックコメントを受け、今後、検討していく」と話す。東京都案が、他の自治体に波及するのではと懸念する声も根強い。

内閣府の基準は、関係者からの評価が高い。この精神を各自治体が独自基準にどう生かしていくのか。今後の市民活動の広がりには大きな影響を与えそうだ。

（編集委員 浅川澄一）

活動の将来左右

介護保険サービスを手掛ける各地のNPO法人が、年輪と同様に前向きに議論している。衣替えの選択肢としては、寄付をした人が税控除される「認定NPO法人」もあるが、「法人収入の二割以上が寄付」などとハードルが高いからだ。改革の行方は、団体の将来に大きくかわる。

東京都の案で公益法人への認定の可否を問われるのは、都内だけで活動してい